

令和元年北海道告示第 356 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ地内の 800.15 m²の土地を起業地とする「北海道礼文高等学校学生寮整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は北海道礼文高等学校（以下「礼文高校」という。）が安定的な入学者数を確保し高校を維持するために、平成 32 年度から入学志願者の全国募集を行う方針を示したが、これに伴い必要となる学生寮が礼文高校には無いため、礼文町に対し生徒受入体制づくりについての協議があり、これを受け礼文町が既存の旅館施設の建物等と土地を取得後施設の一部を改修し、北海道礼文高等学校学生寮（以下「学生寮」という。）として整備するものである。

これは、法第 3 条第 21 号に規定する「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

礼文町は、平成 27 年 3 月策定の「第 5 次新礼文町まちづくり（後期）総合計画」（以下「総合計画」という。）の基本方向及び平成 28 年 3 月策定の「礼文町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の基本目標で「礼文高校の存続と人づくり」を主要施策としており、これに基づき町が学生寮を整備することとした。

町は一般会計を財源とし、本件事業の施行に必要な財源を確保している。

以上のことから、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

礼文町は総合計画及び総合戦略で礼文高校の存続を掲げており、本件事業の完成により礼文高校への安定的な入学者が確保されることから、町内唯一の高校が維持されるとともに、全国から生徒が移住することにより定住人口が増加し、地域全体の活性化が期待される。

また、礼文町は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）で特定有人国境離島地域に指定されていることから、継続的な居住が可能となる環境の整備は、これに寄与することとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により保護のため特別な措置を講ずべき動植物はないことを確認している。

なお、起業地が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき、礼文町教育委員会が指定する埋蔵文化財包蔵地が近隣にあるため、事前に文化財保護関係所管官庁と協議を行い必要な措置を講ずることとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業の起業地は、平坦地が少なく、背後に急傾斜地が迫る狭溢な地形環境の島の中で、唯一背後地が広く開けている地区であり、礼文高校、体育施設、文教福祉施設及びコンビニエンスストアまで比較的近い立地環境である。

また、学生寮として使用可能な旅館施設及び倉庫（ボイラー室）を備えている唯一の候補地であり、利便性及び経済性の点で比較対象すべき適当な土地が周囲に存在しない。したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、礼文高校への安定的な入学者が確保され定住人口が増加することにより地域の活性化が望まれている。

また、礼文高校が平成 32 年度から入学志願者の全国募集を行うのに伴い、平成 31 年度中に学生寮が完成する必要性があるため、本件事業は、先送りを許されない状況にある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3 の (3) で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。